水道技術プロモーションハブにおける情報発信にかかる展示物募集要項

1　目的

大阪市水道局では、開発途上国における水道の普及・改善に資する支援の推進に向けて、当局の海外水ビジネスパートナー制度にご登録いただいている事業者の皆様が保有する技術・製品に関する情報を来阪する海外の水道事業体へ提供・発信するため、当局の体験型研修センター内に常設型の展示コーナー「Aquatic　Osaka」を令和５年３月に開設し、運用しております。

現在の展示物の展示期間は、前回の募集・選定時の要件で令和８年３月末までと定めており、今年度末でその期限を迎えることから、下記のとおり同展示コーナーに展示を希望する事業者を募集します。

※現在出展している事業者の方も、継続を希望される場合は継続の申込が必要となりますのでご注意ください。

2　募集する展示物

展示コーナーに設置する展示物として、以下の３種を募集します。

①製品・模型：各種水道技術に関する製品現品もしくはその模型（その概要、特長等を説明するためのパネル、動画を含む）

②パネル用ポスター：水道に関連する各種技術、製品の概要・特長を紹介するポスター資料

③閲覧用動画：水道に関連する各種技術、製品の概要・特長を紹介する動画

今回募集する展示物は、水道が普及していない又は普及されているが、無収水率が高い、施設、設備の運転・維持管理が適切にできていない、水質が飲用に適さない状況にあるなど、開発途上国の水道が抱える様々な課題解決に資する技術に関するものとします。

展示内容が重複しないよう、別紙－１に示すカテゴリーを設定します。

製品・模型については、別紙－１に示す大カテゴリーの２～６を対象とし、パネル用ポスター、閲覧用動画については、別紙－１に示す大カテゴリーの１～６を対象とします。

製品・模型、パネル用ポスター、閲覧用動画のいずれにおいても、単なる企業ＰＲや募集カテゴリーに合致しない展示の申込みについては受け付けません。

なお、今回、募集する展示物については、開発段階のものではなく、技術的に確立したものを対象としているため、以下のいずれかの条件を満たすものとします。

a．国内外において販売／適用実績があること

b．国内外において販売／適用実績のある製品・技術を組み合わることにより構成され

たものであること

c．国内外において販売／適用実績のある製品・技術を改良したものであること

3　募集する展示物の数

（1）製品・模型　　18点まで

（想定展示数）

取・浄水施設：５点程度、送・配水施設：５点程度、

機械・電気設備及び計装設備：４点程度、給水装置：４点程度

（カテゴリーの分類については、別紙－１を参照）

※上記カテゴリー毎の展示数については、応募の状況により増減する場合があります。

（2）パネル用ポスター　　各社それぞれ１点まで

（製品・模型で選定された企業は対象外）

（3）閲覧用動画　　別紙－１に示す中カテゴリー毎に各社それぞれ１点まで

4　展示場所

大阪市水道局体験型研修センター機械電気棟２階　「Aquatic Osaka」

（所在地：大阪市東淀川区柴島3－11－94）

（1）展示場所の概要

・ 平面図：別紙－２のとおり

・ 仕様・設備；

床荷重	300 kg/㎡
天井高	203㎝
搬入間口	W106㎝×H200㎝
エレベータ	なし
床仕様	タイルカーペット
電力	100Ｖのコンセントが使用可能ですが、詳細は当局との協議によります。
給排水設備	なし

（2）展示するスペース

ア　製品・模型

・　１社あたり1.8m×1m程度のスペースを標準とします。但し、出展希望の状況に

より、調整を行う場合があります。

- スペース内であれば、製品・模型、パネル、動画用モニタなど自由に展示可能です。
- 展示位置はコンセント使用の有無などを考慮し、当局で決定します。

イ　パネル用ポスター

展示コーナーの壁面及びコーナー内に設置したパーティションに掲示します。

ウ　閲覧用動画

当局が展示コーナーに設置したモニタで視聴します。

5　展示物の造作等

（1）製品・模型

- 製品・模型の造作、展示場所への搬入、設置、装飾、展示期間中のメンテナンスは出展者の責任で実施してください。
- 製品・模型の展示にあたっては、その概要を説明するパネル、動画などを併せて展示してください。パネル、動画を展示する場合に必要な備品、機器（パネルフレーム、モニタ等）は出展者でご用意ください。
- 説明用のパネルについては、英語で記載してください。
- 動画については音声が英語の場合は日本語の字幕を、音声が日本語の場合は、英語の字幕を入れてください。
- 製品・模型の説明用に展示するパネルについては、サイズ、様式は問いません。
- 製品・模型の説明用に展示する動画について、長さの制限は設けませんが、限られた時間の中で見学者がその製品・技術の内容を端的に理解できるものしてください。
- 製品・模型については、当局と協議の上、一時的に持ち出すことができます。
- 製品・模型を置く架台については、当局が準備する机（幅 150㎝×高さ 72㎝×奥行 75㎝ 程度・耐荷重 40kg 程度：１台／社）を使用することができますが、出展者で準備することも可能です。
- 机、及び架台の背面に設置するパーティション（90㎝×180㎝×2 枚）は当局で準備します。

（2）パネル用ポスター

- A1 サイズ　縦型（841㎜×594㎜）で当局指定の様式（様式－３）を用いて作成してください。
- 使用言語は英語で記載してください。
- 用紙はマット紙（厚さ 110kg）を使用し、出展者で作成・カラー印刷し、当局指定場所に配送もしくは搬入してください。
- パネル展示用パーティション、及びパネルフレームは当局で準備します。

（３）閲覧用動画

- １本当たり 10 分以内で作成してください。
- 使用言語は英語と日本語とし、音声が英語の場合は日本語の字幕を、音声が日本語の場合は英語の字幕を挿入してください。
- ファイル形式は MP4 としてください。
- 作成した閲覧用動画は DVD に保存し、当局に送付してください。
- モニタ（製品・模型の概要説明用を除く）は当局で準備します。

6　展示物の設置時期

展示物の設置時期は令和８年４月上旬頃とし、詳細は協議で決定します。なお、作成期間の関係上、上記の時期に設置することが困難な場合はご相談ください。

7　展示期間

ア　展示期間は令和８年４月から令和 11 年３月末までの原則３年間とします。

イ　上記展示期間（３年）を迎える段階で、再度公募を行う予定です。その際、今回設置する展示品を再度応募することが可能です。

ウ　上記展示期間は展示品の撤去期間を含みます。このため、次回の公募で再度応募しない場合や再度応募したが選定されなかった場合は、当該期間内に撤去をお願いします。なお、撤去時期は、令和 11 年３月 15 日～31 日を予定しています。

8　展示物の所有権について

募集する展示物について、所有権は出展者に帰属します。

9　出展に要する費用

- 出展スペースの使用料及び光熱費は不要とします。
- ただし、展示物の作成に要する費用、製品・模型の設置、装飾、撤去及び展示期間中のメンテナンスに係る費用は、出展者の負担とします。

10　応募要件

① 「大阪市水道局海外水ビジネスパートナー制度」に登録している事業者であること

ただし、展示物の応募と同時に「大阪市水道局海外水ビジネスパートナー制度」に登録申請していただくことで、応募を受け付けます。

制度へのご登録については「大阪市水道局海外水ビジネスパートナー制度について」を参照してください。

② 展示コーナーの展示をきっかけに海外水道事業体と事業実施する場合は当局と連携して実施すること

11　スケジュール

・公募開始	令和 7 年 7 月 9 日（水）
・質問受付	令和 7 年 7 月 9 日（水）～7 月 18 日（金）17 時
・現地見学会受付	令和 7 年 7 月 9 日（水）～7 月 22 日（火）17 時
・質問に対する回答	令和 7 年 7 月 29 日（火）
・現地見学会	令和 7 年 7 月 30 日（水）9 時 30 分～17 時 00 分
・出展申込書提出期限	令和 7 年 8 月 29 日（金）
・選定結果の通知	令和 7 年 10 月中旬
・協定書の締結	令和 7 年 11 月下旬
・展示を継続しない展示物の撤去	令和 8 年 3 月下旬
・展示物の搬入	令和 8 年 4 月上旬

12　応募に関する事項

今回は更新募集となるため、現在すでに展示物を展示している場合と新規のお申込みの場合で応募書類・審査方法等が異なります。

下記（A）から（C）のどれに当てはまるかをご確認ください。

（A）新規申込者

（B）継続出展希望者（変更がある場合）※１～３

（C）継続出展希望者（変更がない場合）

※１　変更とは、「製品仕様、展示内容の変更」を指します。変更内容によって、「軽微な変更」と「軽微でない変更」に分類され、審査方法が異なります。

軽微な変更の例：

（製品仕様変更）製品の大きさ、測定レンジなど

（展示内容変更）展示における机の有無変更、電源使用の有無変更、説明するためのパネル・動画等の説明における表現・実績等変更、パネルの仕様変更など

※２　変更内容が軽微な変更に該当するかについては、当局が応募書類を確認し、判断します。

※３　製品仕様、展示内容の変更がない場合でも、希望により審査書類記載事項（パンフレット等の書類を含む）を書き直すことは可能です。その場合は（B）のうち軽微な変更として取り扱います。

（１）応募書類の提出

ア　応募書類　（原則電子データでの提出とし、パンフレット等の付属資料で電子データでできないものは紙での提出も可とする。）

上記（A）から（C）の種類により応募書類は異なります。詳しくは以下のとおり。

	募集者種類	（A）新規申込者	（B）継続申込（変更有）	（C）継続申込（変更無）
応募書類	製品・模型	1)申込書 (別添様式 1－1) 2）パンフレット等の資料	1)申込書(別添様式 1－1) （前回応募時から変更した項目のみを記載） 2）パンフレット等の資料 （前回から差し替え希望の場合）	1)継続出展申込書 (別添様式 1－4)
	パネル用ポスター	1)申込書 (別添様式 1－2)	1)申込書(別添様式 1－2) （前回応募時から変更した項目のみを記載）	
	閲覧用動画	1)申込書 (別添様式 1－3)	1)申込書(別添様式 1－3) （前回応募時から変更した項目のみを記載）	

※（B）継続申込（変更有）において、変更の無い項目は記載不要です。

※「連絡先」のみが変更となる場合は、（C）継続申込（変更無）として扱いますので、該当する書類を提出してください。

イ　提出部数

電子データ　1 部

パンフレット等の資料が紙書類の場合　　1 部

ウ　受付期間

令和 7 年 7 月 9 日（水）～令和 7 年 8 月 29 日（金）17 時まで

エ　提出方法

- 提出期限までに「16 提出・問い合わせ先」(4) 記載のアドレスあて送信
- 紙書類については持参もしくは郵送とし、FAX での提出は不可とします。
- 郵送の場合は、配達までの送達記録が確認できる簡易書留等で送付してください。
- 受付期限後の応募書類の変更はできません。

オ　提出に当たっての留意点

① （A）新規申込者、（B）継続申込（変更有）について、製品・模型部門、パネル用ポスター部門、閲覧用動画部門のそれぞれで申込書が異なりますので、間違いのないようにしてください。（C）継続申込（変更無）の継続出展申込書は各部門共通の様式です。

② 1 社で、3 部門に重複して申し込んでいただくことが可能です。ただし、製品・模型部門とパネル用ポスター部門に重複応募された場合、製品・模型部門で選定され

た場合は、パネル用ポスター部門の展示からは除外されますので、あらかじめご了承ください。

③ 製品・模型部門、パネル用ポスター部門については、部門内での重複応募はできません。

④ 閲覧用動画部門については、1社で別紙－1の中カテゴリーごとに1点の申し込みが可能です。その場合、1点ごとに出展申込書を提出してください。

⑤ 自社の前回応募時の申込書記載内容を確認されたい場合、「16　提出先・問い合わせ先」(4) 記載の電子メールアドレス宛にご連絡ください。水ビジネスパートナー制度にご登録のアドレスあて、PDF データをお送りすることができます。

（2）質問の受付・回答

ア　受付期間

令和7年7月9日（水）～令和7年7月18日（金）17時

イ　受付方法

- メール本文に、担当者の連絡先、および質問事項を簡潔にまとめて記載し、受付期限までに「16　提出先・問い合わせ先」(4) 記載の電子メールアドレス宛に送付してください。
- 電子メールのタイトルは「【質問】Aquatic Osaka 展示物募集」としてください。
- 口頭または電話による質問及び受付期限を過ぎた質問は受け付けません。

ウ　質問に対する回答

- 令和7年7月29日(火)に当局ホームページに掲載し、個別には回答しません。
- なお、質問がない場合は掲載しません。

（3）現地見学会

ア　見学会

日　時：令和7年7月30日（水）　（午前の部）9時30分開始
　　（午後の部）13時30分開始

場　所：当局体験型研修センター　機械電気棟　２階　「Aquatic Osaka」

イ　申込受付期間

令和7年7月9日（水）～令和7年7月22日（火）17時

ウ　受付方法

- メール本文に、①担当者の連絡先及び②希望する時間帯(午前の部又は午後の部)を記載し、受付期限までに「16　提出先・問い合わせ先」(4) 記載の電子メールアドレス宛に送付してください。
- 電子メールのタイトルは「【見学会希望】Aquatic Osaka 展示物募集」としてください。

・ お申込みから5日以内に、当局から見学会の時間帯についてメールを送信します。
・ 先着順で受付けますので、応募多数の場合、時間帯のご希望に沿えないことがありますがご了承ください。
・ 受付期限を過ぎた申し込みは受け付けません。

13 選定に関する事項

（1）製品・模型

製品・模型については、当局内に設置する「大阪市水道局水道技術プロモーションハブ展示物選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、提出された応募書類について、以下の選定方法で審査を行い、公平性・透明性を確保する観点から、外部有識者の意見を聴取の上、当局で出展者を決定します。

審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けません。

＜選定方法＞

ア 選定委員会では、応募事業者から提出された応募書類を対象に審査を行います。

・継続出展希望者で、展示物の内容に変更が無い場合には、過去の新規申込の際に提出された応募書類を対象に審査を行います。

・継続出展で出展対象の変更がない場合であっても、審査を考慮して応募書類記載事項の内容の変更を希望される場合は、(B) 継続申込（変更有）として応募書類を提出いただければ、その書類で審査を行います。

イ 審査・選定基準については、応募状況により以下のとおりとなります。

【継続・新規を合わせた応募数が募集数（18 点）に満たない場合】

・選定委員は、「(A)新規申込」及び「(B)継続申込（変更有）のうち、変更が軽微ではないもの」と当局が判断したものを対象に、別紙－３に示す評価表に基づいて採点し審査を行います。

・選定委員の１人当たりの点数は 100 点です。

・各選定委員の評価点の平均が 40 点に満たない場合のみ選考対象に不十分として除外しますが、それ以外の応募案件はすべて選定します。

・「(C) 継続申込（変更無）」「(B) 継続申込（変更有）のうち変更が軽微であるもの」と当局が判断したものについては、選考対象として十分とであると審査の判断をし、すべて選定します。

【継続・新規を合わせた応募数が募集数（18 点）を超えた場合】

カテゴリーごとの応募状況により変わります。

＜応募数がカテゴリーごとの３（１）に記載の想定展示数を下回るカテゴリー＞

・【継続・新規を合わせた応募数が募集数（18 点）に満たない場合】と同様の審査・選定基準で実施します。

＜応募数がカテゴリーごとの３（１）に記載の想定展示数を上回るカテゴリー＞

・選定委員は、全ての応募者を対象に、別紙－３に示す評価表に基づいて採点し審査を行います。

・選定委員の１人当たりの点数は 100 点です。

・各委員の評価点を合計して、別紙－１に示す大カテゴリーごとに順位付けを行い、上位からカテゴリーの想定展示数までの順位までの数の応募者を選定します。

・なお、カテゴリーごとの想定展示数の順位であっても、各選定委員の評価点の平均が 40 点に満たない場合は選考対象に不十分として除外します。

・カテゴリー別で選定を行った結果、総応募数の 18 点を下回った場合、ここまでで選定対象に至っていない応募者を対象に、カテゴリーに関係なく採点結果から順位をつけ、選定数の合計が 18 点に至るまでの上位の募集者を選定します。

・同カテゴリーで複数の参加者が同点数で並んだ場合の順位付けは次の順序により行うこととします。

ア　評価点の合計が同じ場合は評価表の①の合計点数を比較し、高いものから順位付けを行います。

イ　①の点数が同点の場合はくじ引きにより決定します。

ウ　審査方法の詳細については、参考１をご参照ください。

（２）パネル用ポスター、閲覧用動画

パネル用ポスター、閲覧用動画については、選定手続きは行わず、単なる企業ＰＲでないこと、募集テーマに合致することを当局で確認できたものについては、原則展示します。

（３）失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外するとともに、選定後に該当することが判明した場合は、選定を取り消します。

① 募集条件を満たさないことが判明したとき

② 詐欺その他不正な手段により選定通知を受けたとき

③ 当局の施設、備品又は物品等を毀損するおそれがあるとき

④ 設置者から撤去の申し出があったとき

⑤ その他、施設の管理上支障があるとき

（４）選定結果の通知及び公表

製品・模型の選定結果は決定後速やかに、全ての申込者にメールにて選定結果通知書（様式２－１）を送付し、通知するとともに、当局ホームページで公表します。

また、パネル用ポスター及び閲覧用動画の確認結果についても、同様に、全ての申込者にメールにて確認結果通知書（様式２－２、２－３）を送付し、通知するとともに、当局

ホームページで公表します。（通知予定：令和 7 年 10 月中旬）

14　選定後の手続き

選定された事業者については、出展に当たり、当局との間で協定書（別紙－４参照）を締結していただきます。

15　その他

（１） 申し込みに要する費用、条件等

① 申込書の作成に要する費用は、申込者の負担とします。

② 提出された申込書は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第３号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

③ すべての申込書は返却しません。

④ 提出された申込書は、審査・展示物選定の用以外に申込者に無断で使用しません。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）

⑤ 提出期限後の提出・差し替え等は認めません。

⑥ 参加申請後に大阪市水道局海外水ビジネスパートナー制度実施要項第８条に該当し、登録が抹消された場合は、申込書は無効とします。

（２） 設置完了後の協力

ア　展示物の説明について

海外水道関係者が来場した場合の製品・模型、パネル用ポスター、閲覧用動画の観覧は当局の管理者立ち合いのもと実施し、説明については、原則当局で実施しますが、事前に海外水道関係者から詳細説明の要望があった場合は出展者に説明を依頼する場合がありますので、その際はご協力をお願いします。

16　提出・問い合わせ先

（１）担当　大阪市水道局総務部連携推進課（広域連携・海外支援担当）　肥後・安田

（２）住所　〒559-8558 大阪市住之江区南港北 2-1-10　ATC ビル ITM 棟　9 階

（３）電話番号／FAX 番号　06-6616-5507／06-6616-5409

（４）電子メールアドレス：koiki@suido.city.osaka.jp

（５）受付時間：土日、祝日を除く 9 時 30 分～17 時

（但し 12 時 15 分～13 時を除く）

（参考） 審査方法について

●審査方法

・審査方法については、応募者の種類に加え、応募数が募集数より超過するか否かで異なります。

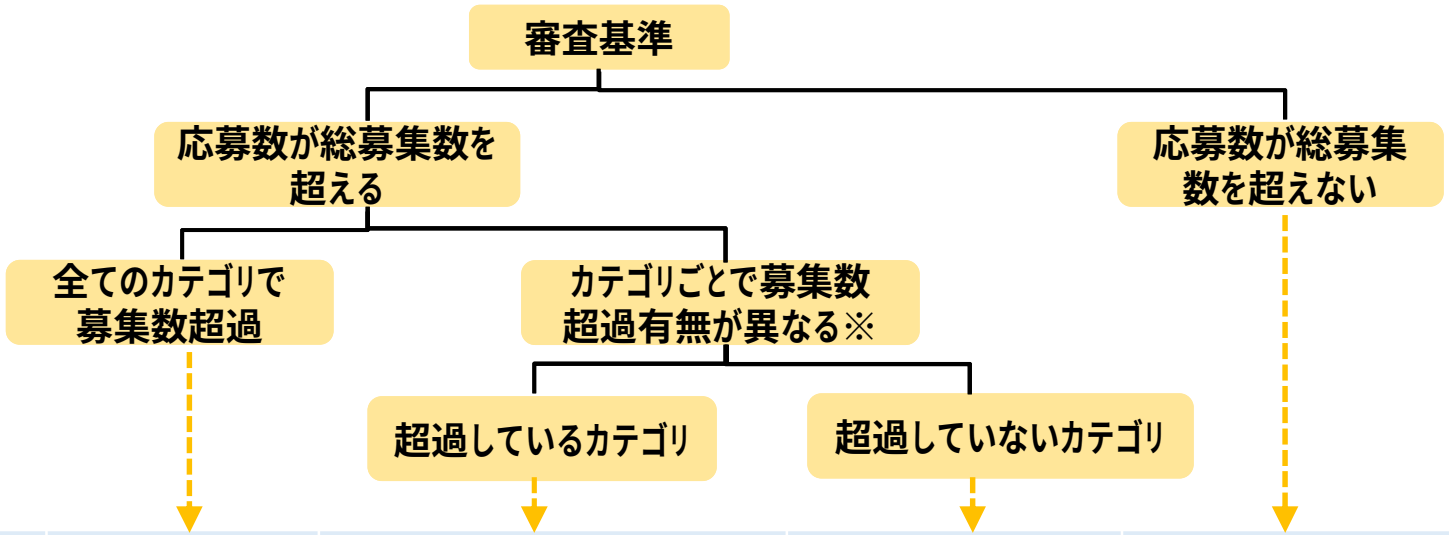

審査の有無	(A)新規申込者	審査する	審査する	審査する	審査する
	(B-1)継続出展希望者(軽微でない変更)			審査する	審査する
	(B-2)継続出展希望者（軽微な変更）			審査しない	審査しない
	(C)継続出展希望者（変更なし）			審査しない	審査しない
合否基準		カテゴリごとに得点の高いものから選定	カテゴリごとの募集数まではカテゴリごとに得点の高いものから選定。合計18点までの残りはカテゴリに関係なく得点の高いものから選定	基準点を超えていれば選定	カテゴリごとの募集数の超過状況に関係なく、基準点を超えていれば選定

別紙－１

展示物等の募集カテゴリーについて

大カテゴリー	中カテゴリー
１　水道計画（※）	①水道計画
	②水道施設設計
２　取･浄水施設	①取水施設
	②凝集沈殿池
	③ろ過池･膜ろ過施設
	④オゾン処理設備
	⑤活性炭吸着設備
	⑥生物処理設備
	⑦紫外線処理設備
	⑧海水淡水化施設
	⑨排水処理設備
	⑩水道用薬品
	⑪運転管理･維持管理（施設の安全管理を含む）
３　送･配水施設	①配水池
	②送･配水管
	③付属設備（遮断用バルブ、空気弁、消火栓等）
	④情報管理（図面管理、台帳管理、マッピングシステム等）
	⑤維持管理（漏水調査、管内調査、洗浄、更生等）
４　給水装置	①給水管
	②給水用具（分水栓、止水栓等）
	③水道メーター
５　機械･電気設備	①ポンプ設備
	②電動機
	③バルブ（電動バルブ等）
	④薬品注入設備
	⑤水処理機械設備（除塵、撹拌、スラッジ掻き寄せ等）
	⑥電力設備
	⑦自家用発電設備
６　計装設備	①流量計
	②水位計
	③水圧計
	④水質計器
	⑤監視制御システム

※水道計画については、パネル用ポスター、動画のみとします。

別紙－２

展示コーナー平面図（案）

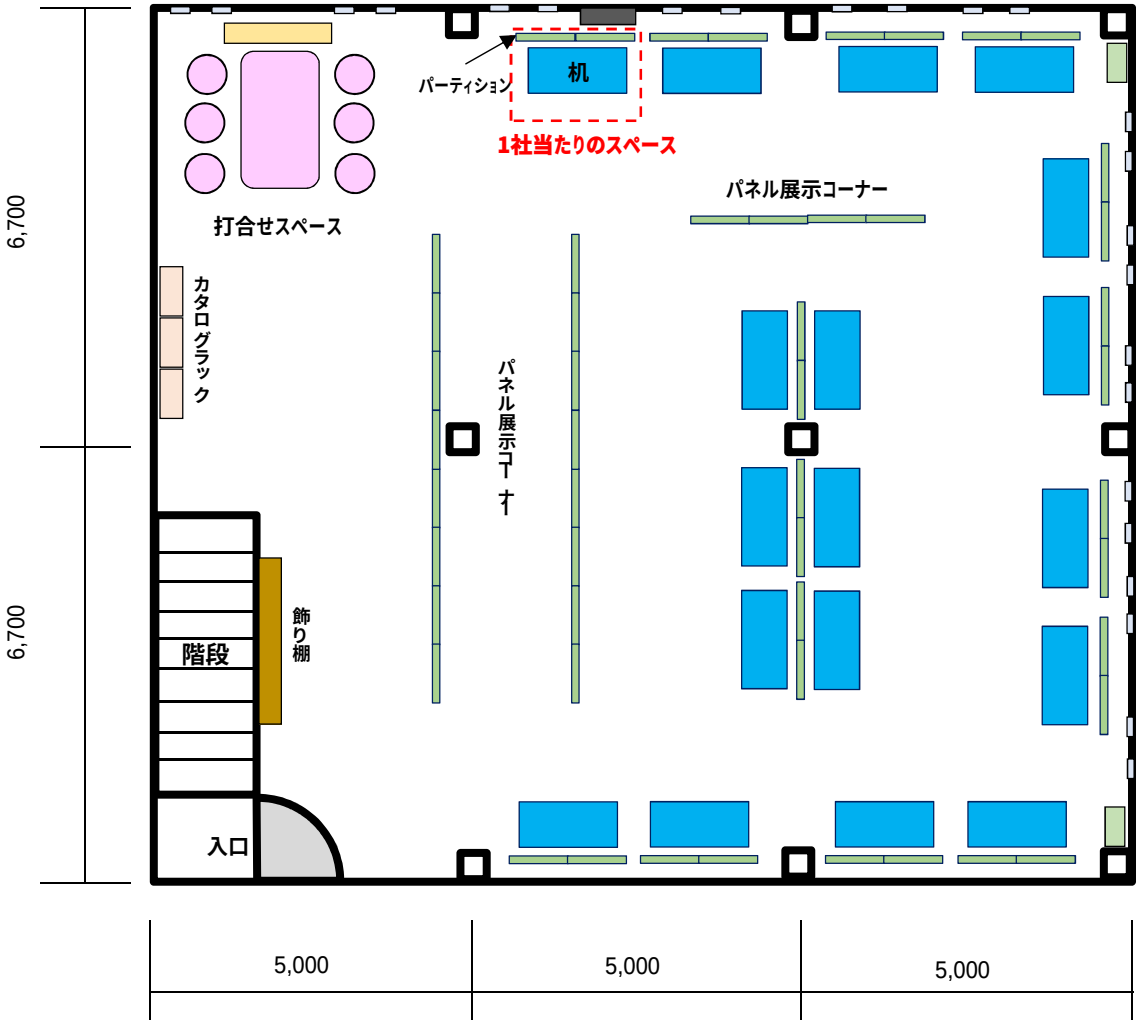

別紙－３

提案内容評価表

評価項目			審査基準	得点	係数	配点
①	海外の水道改善への寄与	課題の明確性	その製品・技術が対象とする海外水道事業体の課題が明確にされているか	5	×4	20
		課題解決への寄与	その製品・技術がどのように課題解決に寄与するか明確にされているか	5	×4	20
		海外での適用性 国際競争力	運転管理性、維持管理性、ランニングコスト、海外での販売実績等、様々な観点から見て、海外の水道で適用可能であることが示されているか 他の先進国等の製品・技術と比べて、技術、LCCの観点等から優位性があるものになっているか	5	×4	20
②	訴求性	提案内容の具体性	提案内容が具体的でわかりやすい内容となっているか どのような製品・模型を展示するのか、どのように展示するのかなどが具体的に記載されているか	5	×4	20
		展示物の訴求力	海外水道関係者に製品・技術の特長、優位性が伝わるような創意工夫がされているか 展示する製品・模型について、見学者が見てわかりやすい工夫がされているか、パネルや動画等の説明で、見学者が特長や優位性を理解しやすい工夫がされているか	5	×4	20
合計						100

得点　５：非常に的確・非常に効果的・非常に優秀　４：的確・効果的・優秀　３：ふつう　２：やや不十分　１：不十分

別紙－４

水道技術プロモーションハブの展示コーナーにおける
製品・模型の設置等に関する協定書

大阪市（以下、「甲」という。）と、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下、「乙」という。）は、水道技術プロモーションハブの展示コーナーにおける、大阪市水道局の開発途上国における国際貢献事業に資する製品・模型の設置等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、水道技術プロモーションハブの展示コーナーにおいて、乙の協力のもと乙が保有している技術を活用して来館者に大阪市水道局をはじめとする日本の水道に関する技術を認識してもらうことが可能な製品・模型等を設置し、保守点検および補修・修繕等の実施を定めることを目的とする。

（製品・模型）

第２条　展示コーナーに展示する製品・模型の所有権は乙に帰属する。

２　乙は、製品・模型の設置および管理において、転倒防止または固定を強固にする等、安全配慮に徹底すること。また、製品・模型に触れることを想定し来館者に危害が加わらないものとし、かつ、容易に破損しないものとする。

３　甲は、製品・模型の設置目的以外の目的に使用してはならない。

４　甲は、乙の書面による事前承諾を得ることなく、製品・模型の現状を変更してはならない。また、製品・模型を第三者に転貸、譲渡、担保提供等の処分をしてはならない。

（製品・模型の設置場所）

第３条　製品・模型の設置場所は、大阪市東淀川区柴島 3－11－94　に所在する大阪市水道局体験型研修センター機械電気棟２階フロアの一部とし、別紙に記載した設置場所に製品・模型を設置する。

（製品・模型の設置等に係る甲の役割分担）

第４条　製品・模型の設置等に関して、甲の役割分担は、次の項目のとおりとする。

（１）　前条により定められた製品・模型の設置場所を提供する。

（２）　甲が委託する事業者が実施する清掃や日常点検において、乙が設置した製品・模型に不具合があると認識した場合、甲は乙に連絡する。

（３） 乙が設置した製品・模型が展示または保管中に滅失、破損または変質した場合、甲は乙に連絡し、立ち入り禁止措置等の初期安全対策をとる。

（４） 第三者から製品・模型に係る乙の所有権が侵害される場面を発見した場合、甲は直ちにその旨を乙に通知する。

（製品・模型の設置等に係る乙の役割分担）

第５条　製品・模型の設置等に関して、乙の役割分担は、次の項目のとおりとする。

（１） 製品・模型は、本市が指定する場所に設置しなければならない。

（２） 製品・模型を所有または管理し、当該製品・模型の製作、搬入・設置および撤去等、すべての作業を実施する。

（３） 乙が設置した製品・模型の、定期点検および保守並びに不具合があった場合の補修・修繕、また、第 4 条第 2 号、第 3 号による甲からの連絡があった場合の補修・修繕を実施する。

（４） 乙による製品・模型の一時的な持ち出し及び自主的な入替や更新について、甲に書面による事前確認および調整を行ったうえで実施できる。

（製品・模型の設置等に係る費用負担）

第６条　製品・模型の設置等に関して、甲及び乙の費用分担は、次の項目のとおりとする。

（１）製品・模型は大阪市水道局の開発途上国における国際貢献事業への協力であることから、乙が設置する製品・模型に係る甲への施設使用料等は要しない。

（２）甲は、展示中に際しての照明、映像、機器操作等がある場合の電気代を負担する。

（３）乙は、乙が設置する製品・模型の購入および製作費用、設置作業に要する費用、定期点検・保守・補修・修繕等に要する費用、製品・模型の一時的な持ち出し及び入替えや更新・撤去に要する費用、原状回復に要する費用を負担する。

（４）甲は、第 2 条第 2 項 2、第 2 条 3 に違反したことにより、製品・模型に不具合が生じた場合、補修・修繕に要する費用を負担する。

（権利義務の譲渡制限等）

第７条　乙は本協定上の権利義務を第三者に譲渡・転貸し、又は担保の目的に供することはできない。

２　乙は法人の事業継承により本協定上の権利義務を承継する場合は、事前に書面にて甲の承認を得なければならないものとする。

（事故等への対応）

第８条　乙が設置した製品・模型に起因して第三者の財産および身体に損害を及ぼし、または及ぼす可能性が生じた場合、乙は製品・模型の回収、修理、交換その他により、適切に処理解決しなければならない。

（第三者との紛争）

第９条　製品・模型に関して第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たるもとする。

２　甲及び乙は、乙の設置した製品・模型に起因して第三者に損害が生じた場合、各当事者の帰責性の程度を考慮のうえ、その損害の負担について甲乙間で協議して定める。

（有効期間）

第 10 条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 11 年 3 月 31 日とする。

２　甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の２ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

３　次の項目に該当すると甲が認めた場合、この協定を取消すこととし、乙は、すみやかに原状回復しなければならない。

（１）製品・模型の設置が暴力団を利する場合

（２）大阪市水道局海外水ビジネスパートナー制度実施要綱第８条第１項に掲げる各号に該当した場合

（３）当局の業務上やむを得ないとき、その他特に必要と認めるとき

（管轄裁判所）

第 11 条　甲及び乙は、本協定に関する一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意裁判所とすることに合意する。

（協議）

第 12 条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（解除）

第 13 条　甲若しくは乙において協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解除することができるものとする。

２　乙は、この協定の解除に至った場合は、すみやかに原状回復を実施する。

（反社会的勢力の排除）

第 14 条　乙は、甲に対し、次に掲げる各号の事項を確約する。

（１）　暴力団，暴力団員，暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

（２）　反社会的勢力と次に掲げる関係を有していないこと。

ア　自ら若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

イ　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

（３）　乙の役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

（４）　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本協定を締結するものでないこと。

本協定締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号　ATC ビル ITM 棟 9 階
大阪市
代表者　　水道局長　　坂本　篤則

（乙）大阪市○○区○○○丁目○番○号　○○○○○
○○○○　○○○　代表取締役　○○　○

新規・変更　←当てはまる方を〇で囲んでください。

様式１－１

出展申込書（製品・模型部門）

年　　月　　日

大阪市水道局長　様

住所又は事務所所在地
商 号 又 は 名 称
氏名又は代表者氏名

下記のとおり、水道技術展示コーナーへの展示物設置について、水道技術プロモーションハブによる情報発信実施要綱及び展示コーナーの展示をきっかけに海外水道事業体と事業実施する場合は、貴局と連携して実施することに同意の上、申し込みます。

１．出展を希望するカテゴリー（いずれか１つを選択してください。）

□　浄水施設　　□　配水施設　　□　機械・電気設備　　□　計装設備
□　給水装置

２．出展を希望する展示物が対象とする製品・技術

必要に応じて枠を広げて記載してください

３．展示物の概要

（１）展示するもの

（各社のスペースに設置しようと考えているものを全て選択してください。）

□　製品現品　　□　模型　　□　パネル　　□　モニタ
□　その他（以下に具体的に記載してください）

必要に応じて枠を広げて記載してください

（２）製品・模型の形状寸法、重量

【形状寸法】

【重量】

（３）机（当局で準備するもの）、電源の使用

・机の使用　　□あり　　□なし

・電源の使用　　□あり　　□なし

（４）定期メンテナンス

・定期メンテナンスの必要　　□あり　　□なし

・定期メンテナンスの頻度　　（　　）（例：年１回）

（５）製品・模型の概略図（写真、図、絵などを添付するなど、展示するものがイメージできる形で記載してください。）

必要に応じて枠を広げて記載してください

（６）展示する製品・技術の概要・特長
（必要に応じて、パンフレット等を添付してください）

必要に応じて枠を広げて記載してください

（７）当該製品・技術による海外水道事業体の課題への貢献

（どのような課題の解決に寄与するか等、海外の水道への適応可能性について記載してください）

必要に応じて枠を広げて記載してください

（８）展示方法

（見学者に特長等が理解しやすいよう、工夫する点等について、記載してください。）

【展示する製品・模型】

必要に応じて枠を広げて記載してください

【説明内容（パネル、動画等）】

４．連絡先

【担当者】

所属部署･役職	
氏名（ふりがな）	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

記入見本

新規・変更 ←当てはまる方を〇で囲んでください。

様式１－１

出展申込書（製品・模型部門）

令和７年　〇月　〇日

大阪市水道局長　様

住所又は事務所所在地　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
商 号 又 は 名 称　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名又は代表者氏名　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

下記のとおり、水道技術展示コーナーへの展示物設置について、水道技術プロモーションハブによる情報発信実施要綱及び展示コーナーの展示をきっかけに海外水道事業体と事業実施する場合は、貴局と連携して実施することに同意の上、申し込みます。

１．出展を希望するカテゴリー（いずれか１つを選択してください。）

□　浄水施設　□　配水施設　□　機械・電気設備　□　計装設備
□　給水装置

２．出展を希望する展示物が対象とする製品・技術

必要に応じて枠を広げて記載してください

３．展示物の概要

（１）展示するもの

（各社のスペースに設置しようと考えているものを全て選択してください。）

□　製品現品　□　模型　□　パネル　□　モニタ
□　その他（以下に具体的に記載してください）

必要に応じて枠を広げて記載してください

（２）製品・模型の形状寸法、重量

【形状寸法】製品のマイナーチェンジにより、以下の通りサイズが変更となった。
〇〇〇×〇〇×〇〇
【重量】　5000ｇ

（３）机（当局で準備するもの）、電源の使用
・机の使用　□あり　□なし
・電源の使用　□あり　□なし

変更がある項目のみの記載で結構です。
※変更の無い項目については、空白にしてください。

（４）定期メンテナンス
・定期メンテナンスの必要　□あり　□なし
・定期メンテナンスの頻度　（　　）（例：年１回）

（５）製品・模型の概略図（写真、図、絵などを添付するなど、展示するものがイメージできる形で記載してください。）

必要に応じて枠を広げて記載してください

（６）展示する製品・技術の概要・特長
（必要に応じて、パンフレット等を添付してください）

必要に応じて枠を広げて記載してください

（７）当該製品・技術による海外水道事業体の課題への貢献

（どのような課題の解決に寄与するか等、海外の水道への適応可能性について記載してください）

必要に応じて枠を広げて記載してください

（８）展示方法

（見学者に特長等が理解しやすいよう、工夫する点等について、記載してください。）

【展示する製品・模型】

必要に応じて枠を広げて記載してください

【説明内容（パネル、動画等）】

４．連絡先

【担当者】

所属部署･役職	
氏名（ふりがな）	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

新規・変更 ←当てはまる方を〇で囲んでください。

様式１－２

出展申込書（パネル用ポスター部門）

年　　月　　日

大阪市水道局長　様

住所又は事務所所在地
商 号 又 は 名 称
氏名又は代表者氏名

下記のとおり、水道技術展示コーナーへの展示物設置について、水道技術プロモーションハブによる情報発信実施要綱及び展示コーナーの展示をきっかけに海外水道事業体と事業実施する場合は、貴局と連携して実施することに同意の上、申し込みます。

１．出展を希望するカテゴリー（いずれか１つを選択してください。）

□　水道計画　□　浄水施設　□　配水施設　□　機械・電気設備
□　計装設備　□　給水装置

２．出展を希望するパネル用ポスターが対象とする製品・技術

３．展示するパネル用ポスターでの説明内容の概要

４．連絡先

【担当者】

所属部署･役職	
氏名（ふりがな）	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

新規・変更 ←当てはまる方を〇で囲んでください。

様式１－３

出展申込書（閲覧用動画部門）

年　　月　　日

大阪市水道局長　様

住所又は事務所所在地
商 号 又 は 名 称
氏名又は代表者氏名

下記のとおり、水道技術展示コーナーへの展示物設置について、水道技術プロモーションハブによる情報発信実施要綱及び展示コーナーの展示をきっかけに海外水道事業体と事業実施する場合は、貴局と連携して実施することに同意の上、申し込みます。

１．出展を希望するカテゴリー（いずれか１つを選択してください。）

□　水道計画　□　浄水施設　□　配水施設　□　機械・電気設備
□　計装設備　□　給水装置

２．出展を希望する閲覧用動画が対象とする製品・技術

３．展示する閲覧用動画での説明内容の概要

４．閲覧用動画の時間

分

５．連絡先

【担当者】

所属部署･役職	
氏名（ふりがな）	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

様式１－４

継続出展申込書（全部門共通）

年　　月　　日

大阪市水道局長　様

住所又は事務所所在地
商 号 又 は 名 称
氏名又は代表者氏名

現在 Aquatic Osaka に出展している展示物について、内容を変更せず、継続での出展を申し込みます。

なお、水道技術展示コーナーへの展示物設置について、水道技術プロモーションハブによる情報発信実施要綱及び展示コーナーの展示をきっかけに海外水道事業体と事業実施する場合は、貴局と連携して実施することに同意の上、申し込みます。

連絡先

【担当者】

所属部署･役職	
氏名（ふりがな）	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

様式２－１

年　　月　　日

様

大阪市水道局長

選定結果通知書（製品・模型部門）

年　　月　　日付けで申し込みいただきました「水道技術プロモーションハブにおける情報発信にかかる展示物」の出展にかかる選定結果をお知らせします。

（選定された場合）
- 貴社の提案が選定されましたので、出展をお願いします。
- なお、出展に当たっては、当局と協定書を締結していただきます。詳細については、後日、担当より連絡します。

（選定されなかった場合）
- 貴社の提案は選定されませんでしたので、出展はできません。
- なお、パネル用ポスター部門と重複応募されている場合、パネル用ポスター部門での出展については別途結果を通知します。

担当者：
連絡先：

様式２－２

年　　月　　日

様

大阪市水道局長

確認結果通知書（パネル用ポスター部門）

年　　月　　日付けで申し込みいただきました「水道技術プロモーションハブにおける情報発信にかかる展示物」の出展にかかる確認結果をお知らせします。

（出展可能な場合）

・　貴社の提案について、募集テーマに合致することを確認しましたので、出展をお願いします。
・　なお、出展に当たっては、当局と協定書を締結していただきます。詳細については、後日、担当より連絡します。

（出展できない場合）

・　貴社の提案については、募集テーマに合致しないと判断しましたので、出展はできません。

担当者：
連絡先：

様式２－３

年　　月　　日

様

大阪市水道局長

確認結果通知書（閲覧用動画部門）

年　　月　　日付けで申し込みいただきました「水道技術プロモーションハブにおける情報発信にかかる展示物」の出展にかかる確認結果をお知らせします。

（出展可能な場合）

- 貴社の提案について、募集テーマに合致することを確認しましたので、出展をお願いします。
- なお、出展に当たっては、当局と協定書を締結していただきます。詳細については、後日、担当より連絡します。

（出展できない場合）

- 貴社の提案については、募集テーマに合致しないと判断しましたので、出展はできません。

担当者：
連絡先：

タイトル（フォント：Arial(Bold) 60pt)
サブタイトル（フォント：Arial 54pt）（必要に応じて記載してください）

タイトル（フォント：Arial (Bold)44pt）

説明文(フォント：Times New Roman 36pt)

- 枠は内容に合わせて大きさを変更していただいて結構です。
- 図や写真などを活用し、わかりやすく記載してください。
- ヘッダーとフッターの枠の大きさは変更しないでください。

タイトル（フォント：Arial (Bold)44pt）

説明文(フォント：Times New Roman 36pt)

タイトル（フォント：Arial (Bold)44pt）

説明文(フォント：Times New Roman 36pt)

タイトル（フォント：Arial (Bold)44pt）

説明文(フォント：Times New Roman 36pt)

企業ロゴ

企業名（フォント：Arial(Bold) 40pt）
連絡先（フォント：Arial 32pt）

記入例

Advanced Water Treatment Technology
- Reducing THM and Musty Odor-

Our water treatment System

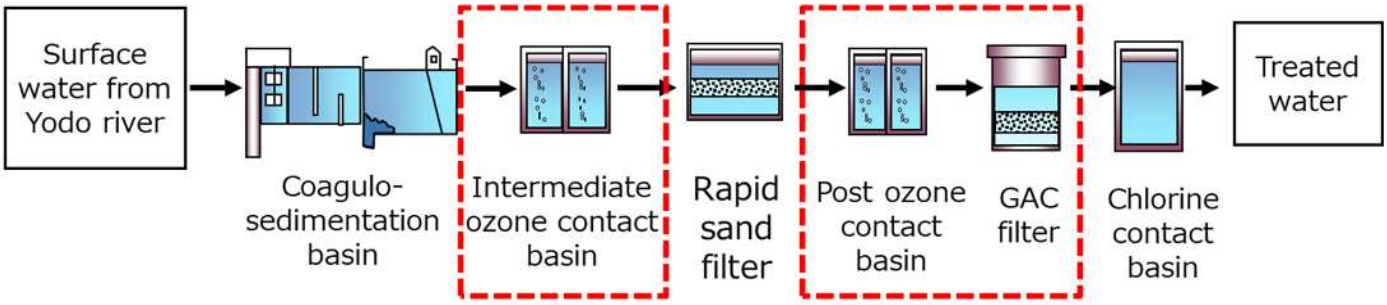

The feature of our water treatment system is to perform ozone treatment twice.
Intermediate ozone treatment・・・

Ozone treatment facility

Ozone treatment facility has been placed・・・

Effect of advanced water treatment

The feature of our water treatment system is・・・

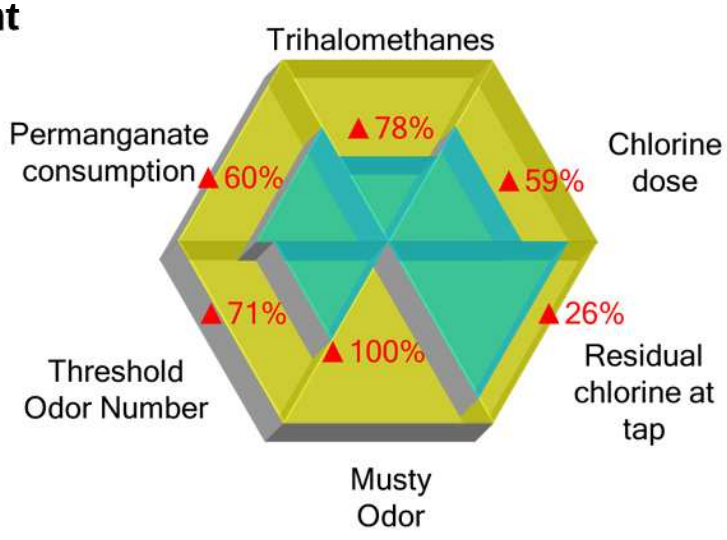

大阪市水道局
Osaka Municipal Waterworks Bureau

Osaka Municipal Waterworks Bureau
2-1-10, Nanko-kita, Suminoe-ku, Osaka city, 559-8558, JAPAN
TEL:+81-6-6616-5604, URL: http://www.city.osaka.lg.jp/suido/